

会 議 の 経 過

開 議 午前10時00分

平成29年4月14日

議 長（佐藤孝悟君）

ただいまから平成29年平泉町議会定例会4月会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本定例会4月会議に町長から提出された議案は、お手元に配付した議案送付書のとおり受理したので報告します。

次に、本定例会4月会議に説明員として出席する者の職氏名を一覧表にしてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

なお、佐熊睦子教育委員長から入院治療による欠席届が出されており、本澤京子委員長職務代理が代理出席しておりますことを申し添えます。

以上で諸般の報告を終わります。

これから本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、9番、佐々木雄一議員、10番、千葉勝男議員を指名します。

議 長（佐藤孝悟君）

日程第2、会議期間の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会4月会議の会議期間は、本日1日限りとしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

異議なしと認めます。

したがって、会議期間は本日1日限りと決定しました。

議長（佐藤孝悟君）

日程第3、報告第1号から日程第7、報告第5号まで、報告案件5件を一括議題とします。

町長より報告を求めます。

青木町長。

町長（青木幸保君）

それでは、報告第1号から報告第5号までの5件の報告をさせていただきます。

議案書1ページをお開きください。

報告第1号、平泉町町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてでございます。

2ページをお開きください。

改正理由でございますが、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成29年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、平泉町町税条例の一部を改正する必要があるため、専決処分したものでございます。

それでは、改正内容につきまして説明いたします。

国の経済の成長力の底上げのため、就業調整を意識しなくても済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除、配偶者特別控除の見直しが行われるとともに、待機児童の解消に向けた保育の受け皿整備の促進、また中小企業向け整備促進税法の拡充等、経済の好循環を促していく観点から、地方税法等が改正されたことに伴い、平泉町町税条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容ですが、個人町民税につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例、いわゆる免税牛に対する適用期限を3年延長するものです。

なお、今回の配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しに伴う個人町民税への適用については、平成31年度以後となります。

次に、固定資産税につきましては、子ども・子育て支援法に基づく企業の保有する土地等を活用し、かつ認可保育並みの質を確保しながら、柔軟な保育サービスが実施できる企業主導型保育事業として使用する土地及び家屋等に係る課税標準額を最初の5年間、2分の1の割合を乗じて得た額とすること、さらには家庭内保育事業、居宅訪問型保育事業、または事業所内保育事業の用に直接供する家屋等についても、課税標準額に2分の1の割合を乗じて得た額とする措置を講ずるわがまち特例の対象を拡大するものであります。

また、平成28年4月1日以後に生じた震災等に係る税制上の措置として、被災者生活再建支援法が適用された市町村内では、被災代替家屋及び償却資産に対する固定資産税を最初の4年間、2分の1とする措置を新たに講ずること、さらには被災市街地復興推進地域が定められた場合には、震災等により滅失、損壊した住宅の敷地であった土地についても、住宅用地特例が適用できる期間を現行の2年度分から4年度分に拡充し、町税条例上ではそれぞれの申告方法の改正を行

うものであります。

次に、軽自動車税につきましては、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得した排出ガス性能及び燃費性能等で一定の基準を満たす3輪以上の軽自動車の税率を軽減する措置、いわゆるグリーン化特例について、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの新規取得についても適用とする期限の延長措置を講ずるものです。

また、燃費不正対策を強化するため、減税対象車に係る軽自動車税について不足額が生じた原因を偽り、その他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をしたもの、またはその一般承継人を賦課期日現在における不足額に係る軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定を適用することの措置を講ずるものです。

次に、国民健康保険税については、国民健康保険税の低所得者に対する保険税軽減措置の拡大を図るため、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の26万5,000円から27万円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の48万円から49万円に引き上げるものです。

次に、議案書9ページをお開き願います。

報告第2号、損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている町長の専決事項について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分をした年月日、平成29年4月1日。

損害賠償及び和解の相手方、住所、氏名は記載のとおりでございます。

損害賠償の額、4万3,849円。

和解の内容、損害賠償の額を左記のとおりとし、ともに今後本件に関しては異議を申し立てない。

損害賠償の原因、職員運転の公用車が対向車線にはみ出し、よけようとハンドルを切った相手方運転の車両と接触し、相手方は首を負傷し通院を要した。

次に、議案書10ページをお開き願います。

報告第3号、損害賠償の額の決定に関する専決処分の報告についてでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている町長の専決事項について、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告するものでございます。

専決処分をした年月日、平成29年4月5日。

損害賠償及び和解の相手方、住所、氏名は記載のとおりでございます。

損害賠償の額、17万4,809円。

和解の内容、損害賠償の額を左記のとおりとし、ともに今後本件に関しては異議を申し立てない。

損害賠償の原因、職員運転の公用車が対向車線にはみ出し、よけようとハンドルを切った相手方所有の車両と接触し、車両後部を破損させた。

次に、議案書11ページをお開きください。

報告第4号、平成28年度平泉町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の報告についてでございます。

議案書12ページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定されている町長の専決事項について、次のとおり専決処分する。

平成28年度平泉町一般会計補正予算（第6号）。

平成28年度平泉町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ377万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億4,807万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

第2条、債務負担行為の追加は、第2表債務負担行為補正による。

12ページの裏をご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正の補正額で説明させていただきますが、款項同額の場合は、項の補正額でご説明いたします。

はじめに、歳入でございます。

2款地方譲与税247万9,000円の減、1項地方揮発油譲与税67万7,000円の減、2項自動車重量譲与税180万2,000円の減。

3款利子割交付金、1項利子割交付金54万9,000円の減。

4款配当割交付金、1項配当割交付金188万円の減。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項株式等譲渡所得割交付金87万5,000円の減。

6款地方消費税交付金、1項地方消費税交付金781万8,000円の減。

7款自動車取得税交付金、1項自動車取得税交付金51万円の減。

9款地方交付税、1項地方交付税2,824万8,000円、これは特別交付税の増額でございます。

10款交通安全対策特別交付金、1項交通安全対策特別交付金16万4,000円の減。

13款国庫支出金57万9,000円の減、2項国庫補助金11万3,000円の減、3項委託金46万6,000円の減。

14款県支出金、2項県補助金40万4,000円の減。

16款寄附金、1項寄附金8万6,000円。

13ページをご覧ください。

17款繰入金、2項基金繰入金1,376万5,000円の減、これは財政調整基金繰入金576万5,000円の減、減債基金繰入金800万円の減でございます。

19款諸収入、5項雑入308万2,000円の減。

歳入合計補正額377万1,000円の減。

次に、歳出でございます。

議案書13ページの裏をご覧ください。

2 款総務費、1 項総務管理費59万6,000円の減。

6 款農林水産業費、1 項農業費30万円の減。

7 款商工費、1 項商工費291万円の減。

10款教育費、5 項社会教育費 3 万5,000円。

歳出合計補正額377万1,000円の減。

続きまして、議案書14ページをご覧ください。

第 2 表債務負担行為補正でございます。

事項、農業近代化資金利子補給。期間、平成29年度から平成33年度。限度額、貸付元金450万円に対する利子補給（年利0.20%）2 万7,000円以内の額を追加したものでございます。

次に、議案書20ページをお開きください。

報告第 5 号、平成28年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分の報告についてでございます。

議案書21ページをお開きください。

平成28年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算について、次のとおり専決処分する。

平成28年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）。

平成28年度平泉町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ43万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,933万8,000円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

21ページの裏をご覧ください。

第 1 表歳入歳出予算補正の補正額で説明をさせていただきますが、款項同額ですので、項の補正額でご説明いたします。

はじめに、歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料43万8,000円。

歳入合計補正額43万8,000円。

次に、歳出でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金43万8,000円。

歳出合計補正額43万8,000円。

以上でございます。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で報告を終わります。

ただいまの報告は議決を必要とするものではありませんが、特に質問があれば発言願います。

6 番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

13ページの歳入歳出の補正予算の関係についてお伺いをしますが、繰入金の扱いでございます。16ページ裏に繰入金の詳細が明示をされているわけですが、2点お伺いをします。

1点は、この間の定例会の中で、いわゆる1,000万円計上していた減債基金の取り扱いについて、担保されるのかという疑問をさせていただきました。それについては、担保をするものだという答弁をいただいているわけであります。しかし、本来、減債基金というものについては、一括償還をするための債務に対する積み立てでありまして、本町の場合は一括償還を必要とする債務がないと。こういうことから、その答弁についてはお互いに齟齬があったということで確認をし合ったところなのですが、しかしその中でも200万円が残るわけでございますね、当初予算から比較をしますと。そうすると、この200万円というのは、いわゆる減債基金と言われるものに充当するのか、それともその余の活路といいますか、使用をするのかということをお聞きしたい。

それから2つ目、いわゆる財調基金の取り崩し額が減ったということなのですが、それはそれとして、どのような経過があったのかということが説明なかったわけでございます。したがって、576万5,000円のいわゆる減となった背後要因というのはどういうものがあるのか。

この2点についてお伺いします。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

まず、はじめに減債基金の200万円の活用方法ということでございますけれども、これにつきまして、ただいま議員が申し上げられましたとおり、いずれ将来的な形での減債基金の償還に活用させていただくというようなことをご了承いただきたいと思えます。

それから、財政調整基金繰入金の576万5,000円の関係でございますけれども、これにつきましては、当初財政調整基金のほうに繰り入れをさせていただきまして、それぞれの各予算のほうに充当、予算として活用させていただくというような予定でございますけれども、最終的に年度末を終了いたしましたして、全ての事務事業が完了したというふうな状況で、この額について、今回補正させていただく額については、それぞれ繰り入れしなくても済んだというようなことでございますので、その分を今回減額させていただいたというところでございます。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

6 番、高橋伸二議員。

6 番（高橋伸二君）

すると、いわゆる全ての事務事業が完結をしたことによって不用になったのだということになると、これは当然、決算の委員会の中でも疑問をしなければならないことなのですが、当初の予

定がいわゆる進展をしなかったということも想定をされるわけですね。これは改めて決算委員会の中でお伺いをしたいと思います。特に、後期基本計画5カ年の取り組みの1年目の取り組み成果が、評価がまだあらわれていない中で、果たしてここで言うところの576万5,000円が有効活用できなかったのかという議論が当然惹起してくるといいますか、素材に上ってくるだろうというふうに思いますので、ここは前もって通告をしておきたいと思います。

以上です。

議長（佐藤孝悟君）

岩淵総務課長。

総務課長（岩淵毅志君）

ただいまのご質問でございますけれども、この576万5,000円分の事業費に相当する事務事業が執行できなかったというものではございません。最終的に、予定しておりました事務事業は、全て執行して完了しているものでございまして、あくまでもこの合計につきましては、それぞれの事業を執行するにあたりまして、特にも工事等は入札を実施するわけでございますけれども、その中での入札減等が発生すると、实际的に予算で計上した内容よりも少ない事業費で、その事業そのものは完了できているというものもあることから、このような、今回のような補正で減額するというような、そんな状況が発生しているものでございますので、事務執行ができなかったというのではないということをご理解ください。

以上でございます。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（佐藤孝悟君）

なければ、次に進行いたします。

議長（佐藤孝悟君）

日程第8、発議第1号、共謀罪（テロ等準備罪）の新設に反対し、法制定の中止を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

6番、高橋伸二議員。

6番（高橋伸二君）

それでは、発議第1号について提案をさせていただきます。

発議第1号、共謀罪（テロ等準備罪）の新設に反対し、法制定の中止を求める意見書の提出について。

会議規則第13条の規定により、佐藤孝悟町議会議長に提出するものであります。

提出者は、私、高橋伸二。賛成議員は、升沢博子、高橋拓生、三枚山光裕議員の3名でございます。

以下、意見書案について提案をさせていただきます。

安倍政権は、2020年の東京五輪・パラリンピックに向けたテロ対策を口実に、国民の強い反対で過去3度廃案となった「共謀罪」創設と同趣旨の法案を通常国会に提案しようとしている。

名称を「テロ等組織犯罪準備罪」と改め、適用対象や構成要件などを変更し、対象犯罪数を減らしたとしているが、対象となる「組織的犯罪集団」の定義は曖昧で拡大解釈が可能な上、それに当たるかどうかは捜査当局の判断にゆだねられる。

適用対象となる犯罪は277項目に絞ったものの、根本である組織的犯罪集団の定義はあいまいなままであり、乱用されれば思想の抑圧、人権侵害や市民監視の強化、運動への委縮効果をももたらしかねない危険性は何ら変わっていない。

さらに、「共謀罪」の摘発を名目とする監視や会話の通信傍受など、極めて広範囲にわたって捜査権限が乱用されるおそれがある。

日本は国連の13本のテロ防止関連条約をすべて締結しており、それに対応して整備した国内法や現行の刑法で十分に対応可能で、国際的な要請として「共謀罪」新設が本当に必要か大いに疑問である。

「共謀罪」は、謀議に加わるだけで処罰できる、すなわち個人の内心や思想そのものを処罰対象にしようとするもので、実際の行為や結果が生じなければ罪には問われない現行刑法の基本原則に反する。100人を超す刑法研究者が法案反対声明を出すなど批判は広がっている。

法案は人権の問題に直結する。法務大臣が法案提出後まで具体的な国会論議を避けるよう求める文書をつくらせ報道機関に配布したことは、国会議員の質問権を侵害する国会軽視であるとともに言論・報道の自由に対する不当な圧力にほかならない。

以上、地方自治法第99条の規定により、衆議院議長ほか4名に対し、以下の意見書を提出することを求めます。

国民の人権を擁護し憲法の保障する思想、信条、表現の自由には十分配慮するとともに、広範な国民の懸念が拭えぬまま法制定を行わないよう、慎重審議を尽くすことを強く要請をする。であります。

意見書提出の提案にあたりまして、補足をさせていただきます。

すでにご承知のように、政府与党は犯罪を計画段階で処罰する共謀罪の趣旨を盛り込んだテロ等準備罪を新設する組織犯罪処罰法改正案を去る3月21日閣議決定し、衆議院に提案、今国会の会期末までの成立を目指すとして、早ければ本日14日、衆議院法務委員会での趣旨説明を行い、来週19日から本格的な審議が始まるというふうに想定をされています。

改正案は、共謀罪の適用対象をテロ組織や暴力団などの組織的犯罪集団と規定していますが、これまでの国会審議において、政府は「正当な団体でも目的が一変した場合は処罰の対象になる」との見解を示し、犯罪になるかどうか明らかでない行為までも話し合っ合意したことを罪に問うとしています。現行刑法では、犯罪は実際に行って初めて成立するもので、その一歩手前で思いとどまれば罪に問われることはありません。これが一般的な刑法の理解であります、共謀罪は一歩とまっても罪に問うというものであります。

このことを懸念した与党自民党法務部会ですら、過去に憲法の保障する権利や労働組合、その他の団体の正当な活動を制限してはならない、捜査権の乱用を防ぐ仕組みを担保すべきであり、そのことを条文に明記すべきであるという三度にわたる修正案を、与党法務部会みずからが提起をしたことは着目すべき内容であります。

3月21日の共謀罪法案の閣議決定後、マスコミ各社は複数回、次のようなタイトルで論説を展開しています。1つは「共謀罪の必要性が伝わらない」、2つ目は「共謀罪は引っ込めよ」、3つ目は「数で押し通すのは許されない」、そして4つ目は「強行突破は厳に戒めよ」というのがマスコミ共通する論説の内容であります。これらのことが示すのは、いかに国民的関心が高い法案であるかの証左でもあります。2015年11月20日付の朝日新聞天声人語は、過去に三度廃案になった共謀罪法案の廃案理由について取り上げていることも、また検証するに値をする内容のものであります。

法案は、人権の問題に直結するだけに、犯罪の実行を処罰対象とする現行刑事法の原則にかかわる重大な問題であります。まさしく数の力で押し通すのは決して許されません。4月7日付の朝日新聞は、このような世論を背景に、4月6日時点で、全国で44の地方議会が政府に対する意見書を採択したと報じています。岩手県では花巻市議会が、思想や人の心は処罰しないという近代刑法を根底から覆すというふうに指摘をしています。奥州市議会は、法を創設しないことを求めています。北上市議会と軽米町議会は、慎重な審議、検討を求める意見を提出しました。

このように、国民生活に大きな影響を与えかねない重要法案が、強引に推し進められることへの不安を地方議会が意見書で表明している実態を強く訴え、平泉町議会としても徹底慎重審議を求めるものであります。

以上です。

議 長（佐藤孝悟君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

反対の方はございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（佐藤孝悟君）

なければ、それでは4番、三枚山光裕議員。

4 番（三枚山光裕君）

共謀罪（テロ等準備罪）の新設に反対し、法制定の中止を求める意見書案に賛成の討論を行い

ます。

今国会に提案されている、いわゆる共謀罪法案の問題についてであります。

第1に、立法事由がないということであります。法律をつくるには、理由が必要です。しかし、その理由がありません。政府は、いわゆる共謀罪の新設の理由として、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、テロ対策が必要だと言っています。提案前の案とされるものには、テロという言葉はありませんでした。しかし、今回閣議決定し提案した際に、テロという言葉を入れました。しかし、法案の第1条の目的の中では、テロは対象とされていません。また、国際組織犯罪防止条約、TOC条約を批准するために必要だという理由があります。しかし、TOC条約に関する国連の立法ガイドでは、TOC条約はテロリストグループや暴動グループを対象にしたものではないと明確に説明されています。加えて言えば、この条約を決める国連の議論の中で、日本はテロを入れるべきではないと発言していることも、今国会の議論の中で明らかとされました。懸念されるテロへの対策については、日本は既に国際テロのための13の条約を批准しており、今回政府が懸念する犯罪についても、今ある法律で対応できます。

このように、政府が言ういわゆるテロ対策の法律を新たにつくる理由そのものがありません。

以下、共謀罪の問題の結論文だけを述べたいと思います。

共謀罪は、第2に人の心を処罰する。第3に、対象は無限定。第4に、広範な監視、盗聴操作を正当化し、一般市民の主義的自由を大きく制限する。第5に、司法取引との組み合わせで、新たな冤罪の温床になる。

このことは、戦前のように国民の間で日常的な監視社会となる危険があります。日本弁護士連合会も、共謀罪に反対の立場です。作家の浅田次郎さんが会長を務める日本ペンクラブは、今月7日、共謀罪反対の集会を開きました。作家の中島京子さんは、「心の中を取り締まるということは、人が本当に思っていることを書いたり言ったりするのかわからない。人の心は複雑なものだ」などと問題点を指摘した上で、表現の自由でご飯を食べている者として、反対の立場を表明しました。作家の雨宮処凛さんは、「自由を奪われ、無意識に委縮する空気が怖い」、絵本作家の内田麟太郎さんは、「私が私である自由がある」。このように、ジャーナリストや各界の方々がこの共謀罪に懸念の表明をしております。共同通信の世論調査では、共謀罪反対が賛成を上回っています。

日本国憲法は1947年5月3日に施行され、来月3日には70年となります。主権在民の大原則とした新しい憲法のもとでの70年間、日本の民主主義は発展してきました。日本の、何よりも日本人の自由と民主主義を守り、さらに発展させるかどうか、それとも後戻りを許すのか、国のおおもと、基礎である地方自治の議会から、私たち議員がその判断を求められているのではないのでしょうか。

改めて、政府に対して共謀罪法案の撤回を強く求めるとともに、私自身、今意見書案に賛成し、何よりも議員各位の賛同を求め、賛成の討論といたします。

議長（佐藤孝悟君）

そのほかございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (佐藤孝悟君)

これで討論を終わります。

これから発議第1号、共謀罪(テロ等準備罪)の新設に反対し、法制定の中止を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起 立 多 数)

議 長 (佐藤孝悟君)

起立多数です。

したがって、発議第1号、共謀罪(テロ等準備罪)の新設に反対し、法制定の中止を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

議 長 (佐藤孝悟君)

以上で本定例会4月会議に付託された議案が議了しました。

閉議の宣言をいたします。

ご起立願います。

これをもって、平成29年平泉町議会定例会4月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

散会 午前10時44分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 佐藤 孝 悟

署名議員 佐々木 雄 一

同 千 葉 勝 男